

大会公示

本競技会は、国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則に準拠した一般社団法人日本自動車連盟(JAF)の国内競技規則と同付則および、本特別規則書に従って準国内競技として開催される。

本特別規則には、次の各団体のシリーズ規則が含まれる。
①一般財団法人日本オートスポーツセンター(JASC)
②メディア対抗ロードスター4 時間耐久レース実行委員会
③ビースポーツ・パーティレース事務局(B-Sports)

第1条 競技会の名称

第 27 回 メディア対抗ロードスター4 時間耐久レース(準国内競技)
本競技会には、JASC 発行の「2016 筑波シリーズ規定/2016 筑波サーキット 4 輪一般競技規則」、メディア対抗ロードスター4 時間耐久レース実行委員会発行の「第 27 回 メディア対抗ロードスター4 時間耐久レース特別規則書 開催規定/車両規定」、B-Sports 発行の「2016 ロードスター・パーティレースⅢ 競技規定/車両規定」が含まれる。

第2条 オーガナイザー

ブレインズモータースポーツクラブ(B-Sports)
〒153-0064 東京都目黒区下目黒 2-18-3-6F
代表:小澤 喜昭
TEL: 03-5487-0735 / FAX: 03-5487-0737

第3条 競技会役員

組織委員長	小澤 喜昭
組織委員	石塚 保博 三城 伸之
審査委員長	伊勢 公一
審査委員	橋本 弘 中山 薫
競技長	山崎 正紀
副競技長	小高 正
コース委員長	中林 浩美
計時委員長	小澤 喜昭
技術委員長	鈴木 昭彦
救急委員長	三城 伸之
医師団長	高崎 圭一
事務局長	三城 伸之

第4条 開催場所

筑波サーキット コース 2000(2.045m コース/右回り)
〒304-0824 茨城県下妻市村岡乙 159
TEL: 0296-44-3146 / FAX: 0296-43-2952

第5条 開催日および参加申込受付期間

- 開催日
2016 年 9 月 3 日(土)
- 参加申込受付期間
1)メディア対抗ロードスター4 時間耐久レース
2016 年 7 月 3 日(日)~8 月 3 日(水)必着
2)ロードスター・パーティレースⅢ
2016 年 7 月 25 日(月)~8 月 14 日(日)消印有効
- タイムスケジュールは、公式通知にて示す。

第6条 レース区分・クラス区分・周回数

レース区分	クラス区分	周回数(時間)	決勝出走台数
メディア対抗ロードスター 4 時間耐久レース	—	4 時間	30 台
ロードスター・パーティレースⅢ	ND クラブマン	15 周	
	ND シリーズ		
	NC シリーズ		
	NB シリーズ		

※各レース区分の参加台数が 20 台未満の場合は、当該レースの挙行を中止もしくは、決勝出走台数の総数を超えない範囲で他のレースと混走になる場合がある。

第7条 参加申込

- ドライバーの登録
1)メディア対抗ロードスター4 時間耐久レース
登録ドライバーは、1 チームにつき 4~5 名とする。
2)ロードスター・パーティレースⅢ
登録ドライバーは、特に規定が無い限り、1 台の参加車両につき 1 名とする。
- ピットクルーの登録
1)メディア対抗ロードスター4 時間耐久レース
登録ピットクルーは、ピット責任者を含み 5 名までとする。
2)ロードスター・パーティレースⅢ
登録ピットクルーは、ピット責任者を含み 3 名までとする。
- 参加申込先
1)メディア対抗ロードスター4 時間耐久レース
メディア対抗ロードスター4 時間耐久レース実行委員会
〒153-0064 東京都目黒区下目黒 2-18-3-6F 株式会社内
TEL: 03-5487-0735 / FAX: 03-5487-0737
2)ロードスター・パーティレースⅢ
ビースポーツ・パーティレース事務局
〒153-0064 東京都目黒区下目黒 2-18-3-6F
TEL: 03-5487-0735 / FAX: 03-5487-0737
- 参加申込みは、所定の参加申込書および改造申告書、車両仕様書の記載事項をもれなく記入し、参加料および保険料(必要がある場合)を添えて現金書留にて郵送とする。ただし、参加を希望する競技種目に所定の方法がある場合はこの限りではない。
- 参加申込受付期間は本規則第 5 条に示す。
- 締切日 2 日前からの郵送については、オーガナイザーに FAX または電話にて連絡をすること。
- 参加申込後の取り消しの場合は、参加料を返還しない。
- 参加申込受付期間後、オーガナイザーで書類審査のうえ正式参加受理書を参加者(エントラント)宛に発送する。

第8条 参加料

各競技の参加料(税込み)は、以下の通りとする。
1)メディア対抗ロードスター4 時間耐久レース…… シリーズ規定に従う
2)ロードスター・パーティレースⅢ …………… シリーズ規定に従う

第9条 参加申込内容の変更手続き

- 運転者の変更は、参加者と運転者が異なる場合、参加確認受付まで(ドライバー変更届と手数料を競技会事務局に提出し、審査委員会の承認を受けなければならない)。
- 登録後の車名変更は、参加確認受付終了までに登録事項変更届と手数料を競技会事務局に提出しなければならない。
- 車両の変更は、同一部門、同一クラスに限り許されるが、参加確認受付後直ちに車両変更届と手数料を競技会事務局に提出し、審査委員会の承認を受けなければならない。但し、公式車両検査終了後の車両変更は、再車検手数料(10,800 円)もあわせて納付しなければならない。
- 改造申告書および車両仕様書の訂正は、当該レースの公式車両検査 30 分前までに修正あるいは再提出が許される。
- 上記 1~3 の変更にかかる手数料は、1 件につき 10,800 円とする。

第10条 レース競技参加に関する保険

- ドライバーは、900 万円以上の有効な保険に加入していなければならない。
- ピットクルーは、参加者に指名登録された 18 歳以上の者でかつ 400 万円以上の有効な保険に加入していなければならない。
- 既に保険に加入済みの者は、その旨を参加申込書の保険加入済申告欄に記載するものとし、加入済保険金額が上記の金額に満たない場合は、オーガナイザーに対し JMRC 関東見舞金制度フニイベント加入の申請を行なうこと。保険金額が規定に満たない場合で加入申請のない者については、競技への参加は認められない。
JMRC 関東見舞金制度フニイベント加入 : 加入料……1,500 円/名

第11条 参加車両

- 本競技会への参加を許される車両は、各シリーズ車両規定に合致した車両とする。
1)メディア対抗ロードスター4 時間耐久レース
「第 27 回 メディア対抗ロードスター4 時間耐久レース車両規定」に合致した車両とする。
2)ロードスター・パーティレースⅢ
「2016 ロードスター・パーティレースⅢ車両規定」に合致した車両とする。
- 車載カメラ
1)車両に撮影用カメラを搭載する場合は、公式車両検査前にカメラ搭載許可申請書を競技会事務局に提出し、公式車両検査時に技術委員長よりカメラ搭載の承認を受けなければならない。
2)私的鑑賞目的であれば申請手数料は無料とする。ただし、私的鑑賞以外の目的で使用・転用・掲載(判定への抗議、Web 上への掲載を含む)してはならない。私的鑑賞目的以外に撮影用カメラを搭載する場合は、別途オーガナイザーと協議を必要とする。

第12条 参加資格

1. 参加者

参加者(エントリー)は、本年度有効な JAF 競技参加者許可証を所持する者でなければならない。ただし、ドライバーが参加者を兼任する場合はこの限りではない。

2. ドライバー

ドライバーは、参加者自身または参加者に指名された者で、大会期間中有効な運転免許証を所持し、本年度有効な JAF 競技運転者許可証国内 A 以上の所持者でなければならない。ただし、JAF が特認した場合はこの限りではない。また、全てのドライバーは、参加申込書の「参加に関する誓約書」に署名捺印がなければならない。ドライバーが 20 歳未満の場合は、親権者の承諾を必要とする。

第13条 公式予選

1. 参加車両

ドライバーは必ず公式予選に参加しなければならない。その際使用する車両は公式車両検査に合格したものに限られる。

2. 予選方式

タイムトライアル方式とし、次の方法によってスターティングポジションを決定する。

1)ドライバーは公式通知(タイムスケジュール)に定める予選走行時間内に少なくとも 2 周回以上し、各自のベストラップタイムの計時記録を受けなければならない。

2)ベストラップタイムの上位より、クラス区分に従った決勝出走台数を予選通過とし、スターティングポジションをタイム順とする。

3)予選が 2 組になる場合で、天候その他の事由により予選中のコース状況が著しく異なる場合は、それぞれ各組の上位半数を決勝進出とする。

4)予選通過者が決勝出走台数に満たない場合は、競技長の判断と審査委員会の承認によって予選不通過者に対し、最後尾のスターティンググリッドを与えることができる。

ただし、そのドライバーは公式予選暫定結果発表後 30 分以内に出走喚願申請書と手数料 10,800 円を競技会事務局に提出しなければならない。

第14条 スタート

1. スタート方式

1)メディア対抗ロードスター4 時間耐久レース
ローリング・スタート方式とする。

2)ロードスター・パーティレースⅢ
1×1のスタaggerドグリッドによるスタンディングスタートとする。

2. 上記のスタート方式は、天候その他の事由により変更する場合がある。

第15条 レースの終了

1. 優勝車両は、そのレース距離の走行を最短時間で終了した車両か、または所定の時間に最大の距離を走破した車両とする。その順位決定は周回数とコントロールラインの通過順に基づいて行なわれる。

1)メディア対抗ロードスター4 時間耐久レース

優勝車両のレース距離の 70%に満たない車両、または、赤旗の場合を除き、本コース上でチェッカーを受けなかった車両には順位(完走)の判定が行なわれないものとする。

2)ロードスター・パーティレースⅢ

優勝車両のレース距離の 70%に満たない車両には順位(完走)の判定が行なわれないものとする。

2. 優勝者の決勝線通過後 3 分を以ってレースは終了する。

第16条 レースの成立

レースの成立周回数は、2 周回以上とする。

第17条 賞典

各競技の賞典は、各シリーズ規定に従う。

第18条 賞の制限

各競技の賞典の制限は、各シリーズ規定に従う。

第19条 抗議

1. 参加者は、主催者、役員、他の参加者、運転者、または競技会関係者の決定、行為あるいは過誤によって、不当に処遇されていると判断した場合は、これに対して抗議する権利を有する。
ただし審判員の判定に対する抗議は受け付けられない。

2. 抗議は抗議申請書に、抗議の趣旨および理由を記載し、抗議対象 1 件につき抗議料 20,900 円を添えて競技長に提出しなければならない。抗議が正当と裁定された場合のみ抗議料は返還される。

3. 参加車両に対する抗議は、抗議対象となる箇所を具体的に抗議申請書に記載しなければならない。抗議によって必要となった車両の分解に要した費用は、その抗議が否決された場合には抗議提出者、抗議が成立した場合は抗議対象者が支払うものとする。

第20条 本規則の補足

本競技会の競技運営に関する規則は、JASC 発行の「2016 筑波サーキット一般競技規則書」を適用する。

第21条 公式通知

本規則に記載されていない競技運営に関する実施細則および参加者への指示事項は、公式通知によって示される。公式通知は、参加受付期間締め切り後に発行する。

第22条 本規則の違反

本規則に対する違反の罰則宣告は審査委員会が行い、訓戒、罰金、ピットイン、タイムの加算、ドライビングスルーペナルティ、ペナルティストップ、周回数の減算、出場停止、失格等がその違反の軽重に応じて適用される。

第23条 本規則の施行

本規則は、参加申込の受付開始と同時に施行する。

27th Media Roadster 4hours Endurance Race

第27回 メディア対抗ロードスター4 時間耐久レース

2016 年 9 月 3 日(土)／筑波サーキット

競技会特別規則書

第 27 回 メディア対抗ロードスター4 時間耐久レース

ロードスター・パーティレースⅢ 東日本シリーズ第 3 戦

Brains
Motor Sports Club

ブレインズモータースポーツクラブ <B-Sports>
【JAF 公認クラブ登録No.13015】
〒153-0064 東京都目黒区下目黒 2-18-3-6F
TEL : 03-5487-0735 / FAX : 03-5487-0737
<http://www.bsports.jp/>

Brains
Motor Sports Club

以上

大会組織委員会